

北陸信越運輸局報

第380号

平成25年 8月12日(月曜日)
(毎月3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話(025)285-9000
FAX(025)285-9170
<http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

- 公 示 △一般乗用旅客自動車運送事業の特別監視地域の指定について等・・・1ページ～5ページ
許認可等 △一般貨物自動車運送事業の許可等・・・5ページ～6ページ

○ 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の特別監視地域の指定について

「一般乗用旅客自動車運送事業の特別監視地域の指定の要件等について」(平成14年7月1日付け公示第19号)に基づき、別紙のとおり公示する。

なお、指定する期間は平成25年8月6日から平成26年7月10日までとする。

平成25年8月5日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

別紙

特別監視地域に指定する地域

県 別	営 業 区 域
新潟県	新潟市B(新潟市のうち、平成17年3月21日に編入された旧新津市及び旧中蒲原郡横越町・小須戸町の区域)、糸魚川市
富山県	高岡市B(高岡市のうち、平成17年11月1日に合併された旧西礪波郡福岡町の区域)

公示第 27 号

道路運送法施行規則第 55 条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 10 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から 10 日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 25 年 8 月 2 日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

（事案の件名）一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名及び名称	運賃ブロック	事案の概要		
			種類	現行	申請
25 旅第 3 号	平成交通有限会社	長野県 B 地区	長野県観光ガイドタクシー運賃（事案の概要は別紙のとおり）		

別紙

1. 運賃の種類

長野県観光ガイドタクシー運賃（時間制運賃の割引）

2. 運賃（長野県観光ガイドタクシー専用運賃）

普通車		特定大型車	
時間	申請額(円)	時間	申請額(円)
2 時間	13,500	2 時間	19,300
2 時間半	16,900	2 時間半	24,100
3 時間	18,900	3 時間	25,500
3 時間半	22,000	3 時間半	29,700
4 時間	25,200	4 時間	34,000
4 時間半	28,300	4 時間半	38,200
5 時間	31,500	5 時間	42,000
5 時間半	34,000	5 時間半	46,000
6 時間	37,000	6 時間	50,000
6 時間半	40,000	6 時間半	54,000
7 時間	43,000	7 時間	58,000
7 時間半	46,000	7 時間半	62,000
8 時間	49,000	8 時間	66,000

公示第 28 号

道路運送法施行規則第 55 条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成25年8月2日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

（事案の件名）一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名及び名称	運賃ブロック	事案の概要		
			種類	現行	申請
25旅第4号	南安タクシー有限公司	長野県B地区	長野県観光ガイドタクシー運賃（事案の概要は別紙のとおり）		

別紙

1. 運賃の種類

長野県観光ガイドタクシー運賃（時間制運賃の割引）

2. 運賃（長野県観光ガイドタクシー専用運賃）

普通車		特定大型車	
時間	申請額(円)	時間	申請額(円)
2時間	13,500	2時間	19,300
2時間半	16,900	2時間半	24,100
3時間	18,900	3時間	25,500
3時間半	22,000	3時間半	29,700
4時間	25,200	4時間	34,000
4時間半	28,300	4時間半	38,200
5時間	31,500	5時間	42,000
5時間半	34,000	5時間半	46,000
6時間	37,000	6時間	50,000
6時間半	40,000	6時間半	54,000
7時間	43,000	7時間	58,000
7時間半	46,000	7時間半	62,000
8時間	49,000	8時間	66,000

公示第31号

道路運送法施行規則第15条の6規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときには、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成25年8月12日

北陸信越運輸局長 和 迺 健 二

(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
25旅5号	北鉄金沢バス株式会社	起点：石川県金沢市北袋町 ヒ11-3番地から 終点：石川県金沢市北袋町 へ93番地まで キロ程：0.4km	平成25年 12月1日	金沢市北袋町地内の施設利用客の利便を図るため平成16年から運行していたが、利用客が非常に少なく今後も需要が見込めないため、廃止しようとするもの。
25旅6号	加越能バス株式会社	別紙	平成25年 11月30日	廃止予定路線は、福野・砺波地域と富山空港を結ぶ路線であるが、赤字路線であり今後も利用増を見込めないため廃止するもの。

・意見の聴取の実施予定日及び場所

- 25旅5号 平成25年 9月 4日 北陸信越運輸局 会議室 予定
 25旅6号 平成25年 9月 5日 北陸信越運輸局 会議室 予定

別紙

- (1) 富山県南砺市やかた101番地先から
富山県南砺市二日町2168番地先まで 1.1km
- (2) 富山県南砺市二日町2232番地先から
富山県南砺市野尻598番地の1先まで 1.0km
- (3) 富山県南砺市野尻598番地の1先から
富山県南砺市高儀40番地の1先まで 0.7km
- (4) 富山県砺波市苗加486番地先から
富山県砺波市太郎丸6720番地先まで 1.5km
- (5) 富山県砺波市山王町4-21番地先から
富山県砺波市幸町1-7番地先まで 0.4km
- (6) 富山県砺波市東開発145番地先から
富山県砺波市頼成253番地先まで 2.7km
- (7) 富山県砺波市頼成253番地先から
富山県砺波市三合新189番地先まで 1.0km
- (8) 富山県砺波市三合新189番地先から
富山県富山市婦中町外輪野8495番地先まで 7.5km
- (9) 富山県富山市婦中町外輪野8495番地先から
富山県富山市婦中町小倉1179番地先まで 4.0km

- (10) 富山県富山市婦中町小倉 1 1 7 9 番地先から
富山県富山市新保 3 0 6 番地先まで 5. 6 km
- (11) 富山県富山市新保 3 0 6 番地先から
富山県富山市秋島 9 3 番地先まで 1. 3 km

○ 許 認 可 等

■ 一般貨物自動車運送事業の許可（自動車交通部）

申請者	有限会社 丸福運輸 代表取締役 松林 保幸 東京都東村山市恩多町 1 丁目 24 番地 9	申請者	有限会社 シンヨー運輸 代表取締役 和田 明 長野県須坂市大字井上 672 番地 1
許可年月日	平成 2 5 年 7 月 1 6 日	許可年月日	平成 2 5 年 7 月 1 6 日

申請者	株式会社 ジャストロジスティクス 代表取締役 若松 道行 石川県金沢市福増町南 114 番地 13	申請者	株式会社 アルガオートサービス 代表取締役 有賀 政揮 長野県松本市並柳 2 丁目 1 番 18 号
許可年月日	平成 2 5 年 7 月 1 6 日	許可年月日	平成 2 5 年 7 月 1 6 日

申請者	株式会社 アキハ 代表取締役 五十嵐 策二 新潟県新潟市秋葉区新津東町 3 丁目 2 番 22 号
許可年月日	平成 2 5 年 7 月 1 6 日

■ 一般貨物自動車運送事業の許可（霊柩事業）（自動車交通部）
なし

■ 自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	富認証第 1 8 8 号
認証年月日	平成 2 5 年 7 月 8 日
事業者名	株式会社光神
事業場名	株式会社光神 エクスプレス羽根
事業場所在地	富山県富山市羽根字三歩一割 2 7 8 番 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第 3 3 1 号
認証年月日	平成 2 5 年 7 月 1 2 日
事業者名	千房自動車株式会社
事業場名	千房自動車株式会社钣金塗装部
事業場所在地	石川県野々市市押野 4 丁目 1 3 0 番地

自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第332号
認証年月日	平成25年7月22日
事業者名	宮下 勇治
事業場名	車屋MIYASHITA
事業場所在地	石川県鳳珠郡穴水町鶴島二53番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大 型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第333号
認証年月日	平成25年7月25日
事業者名	有限会社坂本钣金塗装
事業場名	有限会社坂本钣金塗装
事業場所在地	石川県七尾市飯川町さ15番地3
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし